

# 横手市公共施設市民サポーター制度実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、身近な公共空間である道路、公園等（以下「公共施設」という。）において、市民が主体となって環境美化活動を行う「市民サポーター制度」の実施に関し必要な事項を定めることにより、生活環境に対する市民意識の高揚を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

## (市民サポーター制度の対象となる施設)

第2条 市民サポーター制度の対象となる施設は、横手市が管理する公共施設とする。

## (届出)

第3条 市民サポーターになろうとする者（2名以上の者がグループで市民サポーターになろうとする場合は、その代表者。以下同じ。）は、自らが環境美化活動を行おうとする公共施設の区域を定め、市長に市民サポーター届（様式第1号）を提出するものとする。

2 市民サポーターになった者がこれを辞退する場合には、市長に市民サポーター辞退届（様式第2号）を提出するものとする。

## (確認書の取り交わし)

第4条 市長は、前条の規定により市民サポーター届の提出があった場合において、その活動内容が第1条の目的に沿うときは、その届出者と確認書（様式第3号）を取り交わすものとする。

## (年間活動報告書)

第5条 前条の確認書を取り交わした者は、毎年3月末日までに市長へ年間活動報告書（様式第4号）を提出するものとする。

## (市民サポーターの役割)

第6条 市民サポーターが行う公共施設の環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 環境美化活動を行おうとする公共施設内の散乱ゴミ等の収集、除草、植栽等
- 二 公共施設の維持管理に関する情報の提供
- 三 その他必要な活動

### **(市の役割)**

第7条 市長は、市民サポーターが行う活動に対し、次に掲げる支援を図るものとする。  
ただし、市民サポーター名を記した表示板（以下「市民サポーターサイン」という。）については、活動区域内の公園、植樹帯などに設置できる場合において原則一箇所に設置するものとし、4名以下のグループによる市民サポーターについては設置しないものとする。

- 一 環境美化活動に必要な物品、用具等の支給または貸与
- 二 市民サポーターの傷害保険への加入
- 三 市民サポーターサインの設置
- 四 その他活動に必要な事項

2 第4条の確認書において、市民が市民サポーターとして活動する公共施設の管理者が、横手市以外の者であるときは、市長は当該公共施設の管理者と協議を行い、事前にその承諾を得るものとする。

### **(庶務)**

第8条 公共施設市民サポーター制度に関する庶務は、各地域局地域課産業建設係（横手地域課においては建設係）で行い、制度の統括については、建設部建設課において処理する。

### **(雑則)**

第9条 この要領に定めるもののほか、公共施設市民サポーター制度の実施に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

### **附 則**

1. この要領は平成18年4月1日から施行する。
2. 旧「横手市公共施設里親制度」に基づき認定された「公共施設の里親」については、引き続き本要領に定める「公共施設サポーター」として取り扱う。